

## 令和2年駒ヶ根市教育委員会第8回定例会

令和2年7月28日(火) 午後2時  
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 4  
・次回定例教育委員会 8月26日(水) 午後2時 本庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件 … P 6  
議案第1号 補正予算(第6号) について
- 5 協議事項 … P 7  
(1) 第1回総合教育会議について
- 6 報告事項 … P 12  
(1) 行事共催等承認申請の専決処分について
- 7 その他
- 8 閉 会

**一点の 偽りもなく 青田かな** (山口誓子)

【意味】照りつける日ざしのもと、青々とした水田が広がっている。はられた水が、きらきらと日の光をはねかえし、とても美しく、みずみずしい。これぞまさに日本の田園風景であるなあ。



巷は新型コロナ対応で大変なところ、自然はいつもと同じ成長の跡を見せている。畏敬の念といってもいい。自然にとっては、何の迷いも曇りも感じない。嘘偽りもない自然のあるがままの姿に改めて感じ入っている。いつもそのままである…と。

**震災所感**

故 鈴木大拙 (世界的に有名な日本の哲学者)

自分と云ふはそんなものか、又何の事であるかは知らぬけれども、とに角、人間の力で動かぬもの、人間の考のままに働かぬもの、人間の智で測られぬものがあるとして、これを自然と名づけておかう。

此自然が人間のやった仕事に対して、その「意見」を吐いた。

さうしたら、その結果が「未曾有」の災害と云ふものになって、吾等の生命も財産も、一分時にして奪ひ去られ、壊了せられた。

今年は、大拙生誕150年になる。平成23年(2011年)3月11日に大拙はもちろん生きていない。しかし、過去の自然の猛威に対して、感じた彼の所感はまさに今に通じるものがあることはお気づきのことと思う。

「人間の力で動かぬもの、人間の考のままに働かぬもの、人間の智で測られぬものがある」それが自然であるという。自然への恐れ(畏怖)を忘れてはならないという大拙の痛烈な人間批判である。「奢りに対する自覚」と真摯に受け止めたいものである。

**百折不撓**

**人類は幾度もウィルスとの闘いを乗り越えてきた (月尾嘉男)**

○危機管理を論じるときには、日本の文化に目を向ける必要がある。

- ・ 牧畜社会(西洋)と農耕社会(日本)とでは伝染病に対する考え方が異なる。  
牧畜社会…群れの中に一頭の口蹄疫の羊がいたら、検疫などせず全てを殺す。  
農耕社会…稲が病気に感染した場合、その部分だけを刈り取り、後は生かす。

(イザヤ・ベンダサン『日本人とユダヤ人』)

○百折不撓の「撓」の字は、「たわ」むと読む。

- ・ 新型コロナウイルスを撲滅することは不可能。風に靡く葦のように撓みながら応じていくことが重要。
- ・ 今後再び新たなウィルスの危機に直面した場合には、その危機を撓みながら柔軟にやり過ごすことが賢明な姿勢と言える。

○進化論「チャールズ・ダーウィン」

「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることができるのは変化できる者である。」

## ◆都市教育長協議会（7/14須坂市）の報告

○梅雨前線による大雨対応のため、前日に急遽中止となる。

## ◆梅雨前線による大雨対応から学んだこと

- 正しい自然災害情報に、より敏感になること
- 自然災害対策の基準を明確にし、市教委と学校との連携を密にすること
- 子どもを日常から非日常に移すときは必ず市教委に一報を
- 学校が地域の避難所になることは地域に溶け込む好機会である
- 学校休校は多くの関係者に影響があることから、素早く且つ慎重に検討すること
- 「うちの学校だけ」という発想でなく、学校間の横の繋がりを大切に
- 自然災害緊急対応の判断に対して、学校が受け身にならないことを念頭に対処する

「非常時になればなるほど、われわれは一面において落ち着いて深く遠く考えねばならぬ」（鈴木大拙）の言葉を今こそしっかりと噛みしめたい。

## 《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料

### ○子どもの遊びに禅がある（かつてのアメリカのベストセラー小説の一節）

「子供がしばらく留守し、帰って来たので、家のものが尋ねた。

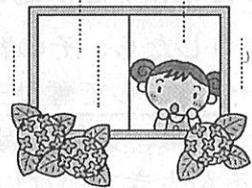
『お前どこへ行っていたの？』

『外にいた。』

『何していたの？』

『何もしていないの。』……」

（禅＝真理、誠の姿）



ここに禅がある。何もしなかったわけではない。鬼ごっこなのか、かくれんぼなのか、その遊びに夢中になって、ただその行為そのものに浸り切っている。

※こうした日常は至る所にある。教師は、普通であれ見過ごしてしまうような会話にその子の真実を感じ取れるような柔らかな感性を育む必要がある。

## ■先人の言葉より

今回は鈴木大拙一辺倒です。悪しからず

### ○「ひじ、外に曲がらず」

・手は自由に動くようだけれども、肘から外には決して曲げることができない。自由とは何でも好き勝手なことをすることではない。

・フリーダムには自ずからという言葉が入っていない。自由とは「自ずからに由る」。自分が自分であることが本来の自由である。

○われわれ人間の完成は未完成のうちにこそ在る。人間の完成は、永遠に自らの未完成を悟ろうとしつづけること、そして未完成を自覚しつづけて、それを完成に至らしめようとしつづけることに在る。

人生は完全なるものに向かう終わりなき闘いである。完成は死を意味するので。われわれがそこに到達することは永遠にあり得ないのだ。

## 新型コロナウイルス感染症対策の心構え

新型コロナ対応で改革と言ひ、見直しのチャンスと言うが…。さて学校現場で行事、教育課程等どう進めていったらいいか。

改めて益なき事は、改めぬをよしとするなり。(徒然草)

変えた方がいいところと、変えなくてもいいところを、きちんと分けすること。そうでないと、変えることだけにエネルギーが費やされてしまい、実質的によくしようというエネルギーが失われてしまう。また、それまで持っていた「よい部分」までも失ってしまう危険性もある。

### ◆何でも変えればいいというものではない

- 変えても利益がないことは変えない方がいい。

### ◆アレンジで済むかどうか考える

- 現有のものをうまく組み替えていくというアレンジの発想が必要
- どうすれば一番効果があるかを第一に考える
- 全面的に変えるより、本質は変えずにアレンジする方がうまくいくケースが多い。

### ◆変えるポイントはささやかな一点

- 「よくするためにどの一点をかえればいいのか」突き詰める
- ねらいが「根本的に変える」にあっても、現実には具体的なことから発想していく
- その一点を変えればすべてが変わる地点を探す

### ◆見極め

- 「ここを変えても意味がない」と「変えるならこの点」の見極め
- いますぐ変えようと思えばすぐ変えられるポイントを具体的に挙げる
- 具体的に、しかも影響力のあるアイデアに集中する



## 7月分 教育委員会事務事業計画

2020年7月27日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	12:20 諏訪・上伊那社会教育委員連絡協議会総会	社会教育課
		13:30 園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
		13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00 自殺対策本部会議[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課
2	木	9:30 校長会[赤穂南小]	教育長、次長、両課長
3	金	13:30 主幹指導主事訪問(中沢小)	教育長、教育委員
4	土		
5	日		
6	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
7	火	10:00 文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
8	水	13:00 市町村教委連絡会 代議員会及び県教委との懇談会[長野市]	教育長代理
		17:30 臨時校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
9	木	上伊那市町村教委連絡協議会[南箕輪村]	
		19:00 地域公共交通協議会[保健センター大会議室]	子ども課長
10	金		
11	土	KOMA夏	
12	日	11:00 地域交流センター竣工式	教育長、教育委員、次長、両課長
13	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		第1回就園就学支援委員会[ ]	教育長、次長、子ども課
		19:00 市交通安全推進協議会[保健センター大会議室]	子ども課長
14	火	前期長野県都市教育長会議[須坂市]	教育長、子ども課
		9:00 教育委員会決算監査[第5会議室]	次長、両課
		19:00 上伊那口腔保健センター事業連絡会[いなっせ]	子ども課長
15	水	15:00 文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		17:30 現業所属長懇談[保健センター大会議室]	子ども課
16	木	19:00 青少年育成委員会研修会[本庁大会議室]	社会教育課
17	金	10:00 光前寺庭園整備活用委員会[光前寺]	教育長、社会教育課
		10:00 地域交流センター内覧会	
18	土	10:00 地域交流センター内覧会 小学生相撲大会	
19	日	市民総合体育大会	
20	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
		14:00 上伊那地区協議会[伊那市]	教育長、子ども課長
		地域交流センター・赤穂公民館・つくし園開館	
21	火	17:30 保育所所属長懇談会[保健センター大会議室]	次長、子ども課
22	水	9:00 臨時教頭会[保健センター第1会議室]	子ども課
		15:00 勤青女性ふれあい館運営委員会[文化センター]	社会教育課
23	木		
25	土		
26	日		
27	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
		14:00 通学路安全推進会議[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		教職員夏期研修会	
28	火	14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		19:00 成人式実行委員会[本庁大会議室]	教育長、社会教育課
29	水	13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:30 上伊那保健福祉担当課長会議[いなっせ]	子ども課長
30	木	10:00 臨時議会予定[議場]	教育長、次長
		19:00 勤女館利用者の会[文化センター小ホール]	次長、社会教育課
31	金	小中終業式	

## 8月分 教育委員会事務事業計画

2020年7月27日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	土	12:20	諏訪・上伊那社会教育委員連絡協議会総会[]	社会教育課
2	日			
3	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		11:00	県教委調整会議[県庁]	教育長
4	火	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
5	水	13:30	市町村教委と県教委懇談会[市庁舎]	教育長、教育長代理
		13:15	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
6	木			
7	金	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土		成人式[文化センター](1/2へ変更7)	
16	日			
17	月	13:30	部課長会[]	
18	火			
19	水			
20	木			
21	金	8:00	県教委調整会議[長野市]	教育長
22	土		天竜かっぱ祭り	
23	日			
24	月			
25	火			
26	水	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:30	総合教育会議[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		19:00	国保運営協議会[本庁大会議室]	子ども課
27	木	13:55	地域ぐるみで子どもを育てるフォーラム[]	社会教育課
28	金			
29	土		赤中大運動会	
30	日		地震総合防災訓練	理事者、全職員
31	月	10:00	上伊那市町村教育委員会連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理

## 令和2年度 7月臨時議会補正予算(第6号)の概要

【一般会計補正予算(第6号)予算規模】 143,832千円 ( 17,258,392千円 → 17,402,224千円 )

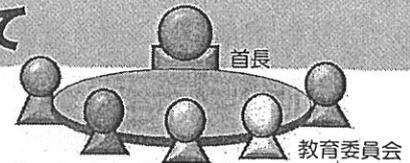
### 令和2年度 一般会計補正予算(第6号)

#### 【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額																					
8	子ども	コロナ	<b>小中学校への保健衛生用品等の整備</b> 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、校長の判断で迅速かつ適切な保健衛生用品等の整備ができるように予算計上します。 (単位:千円)	補正額	10,000																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価</th> <th>学校数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000</td> <td>3</td> <td>3,000</td> <td>中沢・東伊那小、東中</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>2</td> <td>3,000</td> <td>赤穂東・赤穂南小</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>2</td> <td>4,000</td> <td>赤穂小、赤穂中</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価	学校数	金額	備考	1,000	3	3,000	中沢・東伊那小、東中	1,500	2	3,000	赤穂東・赤穂南小	2,000	2	4,000	赤穂小、赤穂中	合計		10,000		特定 財源	国支出金 5,000
			単価	学校数	金額	備考																			
			1,000	3	3,000	中沢・東伊那小、東中																			
			1,500	2	3,000	赤穂東・赤穂南小																			
2,000	2	4,000	赤穂小、赤穂中																						
合計		10,000																							
一般財源	5,000																								
学校保健特別対策事業費国庫補助金(補助率1/2)																									
9	子ども	コロナ	<b>小中学校への網戸設置・手洗場増設工事</b> 教室の換気のための網戸設置や手洗い・うがいの徹底のための手洗場を増設するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を施します。	補正額	12,891																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校網戸設置</td> <td>4,215</td> </tr> <tr> <td>小学校手洗場設置</td> <td>2,596</td> </tr> <tr> <td>中学校網戸設置</td> <td>2,436</td> </tr> <tr> <td>中学校手洗場設置</td> <td>3,644</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,891</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	小学校網戸設置	4,215	小学校手洗場設置	2,596	中学校網戸設置	2,436	中学校手洗場設置	3,644	合計	12,891	特定 財源	国支出金 12,891								
			区分	金額																					
			小学校網戸設置	4,215																					
			小学校手洗場設置	2,596																					
中学校網戸設置	2,436																								
中学校手洗場設置	3,644																								
合計	12,891																								
一般財源	0																								
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助率10/10)																									
10	子ども	コロナ	<b>新型コロナウイルス感染拡大防止対策小中学校消毒作業補助</b> 小中学校に学校施設の消毒作業を行う学校支援ボランティアを配置し、教職員の負担軽減を図り、授業を進捗させるための支援を行います。 @700円×3人×1時間×7校×143日=2,102,100円	補正額	2,103																				
			特定 財源	国支出金 2,103																					
			一般財源	0																					
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助率10/10)																									
11	子ども	コロナ	<b>小中学校校内通信ネットワーク整備事業</b> GIGAスクール構想に基づいて、小中学校内に高速回線の通信ネットワークを整備します。	補正額	52,900																				
			特定 財源	国支出金 52,900																					
			一般財源	0																					
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助率10/10)																						
			財源区分	R1補正7号(繰越)	補助内示	R2補正6号	備考																		
			国庫補助金	78,200	34,481		補助対象																		
			市債(補正)	78,200	33,900		補助対象(交付税措置あり)																		
			市債(単独)		44,300		補助対象外(交付税措置なし)																		
一般財源	8,600	8,600	↓	補助対象外																					
臨時交付金			52,900	補助対象外経費に臨時交付金を充当																					
事業費計	165,000	121,281	52,900																						

## 総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

### 1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

### 2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
  - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策  
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

### 3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

## 総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- 1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

- 2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

- 3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合

\*いじめ防止対策推進法第28条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

## 大綱について

### 1 概要

- 1) 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。(法第 1 条の 3 第 1 項)
- 2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。(法第 1 条の 3 第 2 項)
- 3) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(法第 1 条の 3 第 3 項)
- 4) 法第 1 条の 3 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第 21 条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。(法第 1 条の 3 第 4 項)

### 2 留意事項

#### (1) 大綱の定義

- 1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 3) 国の第 2 期教育振興基本計画においては、主に第 1 部及び第 2 部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。
- 4) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものである。
- 5) 法第 1 条の 3 第 4 項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものである。

(2) 大綱の記載事項

1) 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として次のようなものが考えられる。

- ・学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等
- ・予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針

2) 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。

3) 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。

なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。

4) 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない。

なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものである。

5) 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではない。

《地教行法》

第11条第8項 教育長は、その職務の執行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第12条第1項 前条第1項から第3項まで、第6項及び第8項の規定は、委員の服務について準用する。

- 6) 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる。
- 7) 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第 48 条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能である。
- 8) 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられる。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、7) で示したとおり、大綱に記載することが可能である。

### (3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- 1) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- 2) 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。

#### 〈教育基本法〉

##### (教育振興基本計画)

第 17 条第 2 項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

